

## 桂川河川保全利用委員会 結果報告

日 時： 令和 4 年 8 月 31 日 (水) 13 時 30 分～16 時 00 分

場 所： 上流域流域センター

(淀川河川事務所 伏見出張所内)

参加者数： 委員 4 名、占用者 11 名、一般傍聴者 2 名

河川管理者 4 名、事務局 4 名

### 1. 議事内容および出席者

桂川河川保全利用委員会の議事内容および出席者は、以下に示すとおりであった。



委員会の様子

#### 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
  - (1) 令和 4 年度 連絡調整会議の報告
  - (2) 令和 4 年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和 4 年度審議対象案件の審議
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ、その他



委員会の様子

#### 出席者

委員名		所属・役職	備考	出欠
委員	下村 泰史	京都芸術大学 芸術学部 教授	委員長	○
	岡 秀郎	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	副委員長	○
	澤井 健二	摂南大学 名誉教授		○
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		○
行政委員	後藤 幸宏	京都府府民環境部自然環境保全課 課長	×	
	杉本 学	京都府教育庁指導部社会教育課 課長	×	

## 2. 現地視察

委員会開催に先立ち、下記の行程で現地を視察した。

現地視察先	占有者
No. 60 桂川運動公園	京都府 商工労働観光部
No. 65 上野橋東詰公園	京都市建設局 北部みどり管理事務所
No. 56 久世橋東詰公園	京都市建設局 南部みどり管理事務所
No. 55 久世橋西詰公園	京都市建設局 南部みどり管理事務所
No. 52 羽束師運動広場	京都府 京都土木事務所
No. 24 淀・桂川グラウンド	京都市伏見区 地域力推進室
No. 50 納所中河原ちびっこひろば	京都市伏見区 地域力推進室



集合写真



No. 60 桂川運動公園



No. 65 上野橋東詰公園



No. 56 久世橋東詰公園



No. 55 久世橋西詰公園



No. 52 羽束師運動広場



No. 24 淀・桂川グラウンド



No. 50 納所中河原ちびっこひろば

### 3. これまでの委員会の報告

- ・今年度実施した、「連絡調整会議」、「占用者説明会」の内容について報告した。
- ・連絡調整会議での意見として堤外民地や不法占用に対しても議論をすべきではないかという発言があった。
  - ⇒ 近年「にぎわい創出」が進められている。淀川の十三の事例が紹介されたが、保全利用委員会とのかかわり等について確認があった。
  - ⇒ 河川公園区域と河川区域にまたがる範囲。河川管理者から働きかけをしていくよう調整している。水面・船着き場を万博に合わせた取り組みのようだ。
  - ⇒ 十三干潟は生物多様性の高いホットスポットといえる場所。重要箇所ということを念頭に対応されたい。
- ・桂川では、まだにぎわい創出の話は聞かないが注視していく必要がある。

### 4. 令和4年度審議対象案件の審議

令和4年度審議対象の7件について審議した。委員会意見は次のとおりである（審議順）。

#### ■No. 60 桂川運動公園（京都府 商工労働観光部 人材確保・労働政策課、ランクA）

- ・サインの設置、環境学習会、花壇づくりなどの環境保全の取り組みをされている。希少種を対象とした花壇づくりについても委託の一部か？
  - ⇒ 公園の環境を生かした取り組みをするように契約書に記載しているところ。この一環としての取り組みという理解。トロロアオイ、ノカンゾウなどが対象となっている。
- ・希少種の植え替えなどの事例は、ほかの占用地でも参考にできる取り組みと思う。
- ・委託先が積極的に取り組んでいる事例についても積極的にアピールして欲しい。占用者説明会でほかの占用者に「良い事例」として紹介して欲しい。
- ・委託先は「右京少年野球振興会」で環境啓発看板、花壇の整備について取り組まれている。
  - ⇒ Oさんは会長を退いて相談役をされている。振興会が中心となり、桂川クラブなどの協力も得ながら活動されている。
- ・河川レンジャーの名前も見られ、振興会は良いコーディネーターとして様々な団体を巻き込みながら取り組まれているようだ。スポーツ系と環境系の団体のコラボは良い事例であり、紹介して欲しい。
- ・ほかの案件にも共通だが、地元のNPO、環境サークルなどとのコラボをするのが強力であり充実したものになる。地元とつながることを心掛けていただきたい。
- ・桂川クラブの活動範囲は？
  - ⇒ 桂川流域を対象に、ごみのないきれいな川を次の世代に引き継ぎたい、という思想で活動されている。「桂川流域に生息している動植物」などの書籍も取りまとめられている。
- ・京都府スポーツ協会としてもよい事例として多くの団体に紹介していきたい。
- ・ランクAを継続、占用期間3年とする。

#### ■No. 65 上野橋東詰公園（京都市建設局 北部みどり管理事務所、ランクA）

- ・京都市で清掃等の管理をしているのが管理区域である。
- ・サインの設置、草地の刈り残しなどの努力がうかがえる。これまでから「良い方向」に変えたこととして何があるか。他の占用地の参考になるので改善箇所などを占用者説明会でも紹介してほしい。
  - ⇒ 過年度委員会での指摘を受けて H27 頃から変えた。業者には図面で示し、契約後早期に現地立会をして指導するようにしている。
  - ⇒ 占用者説明会では指針の説明の中で「良い事例」は説明するようにしている（離宮前公園のサインなど）。今後も指針に反映していきたい。

- ・ 占有者（行政）の取り組みはちょっとしたことの配慮がなかなかされないことがある。「引継ぎをする」「図面で示す」「現地立会をする」などのことも「良い事例」として挙げていくとよい。
- ・ 離宮前公園のサインの事例良いと思ったが、上野橋でも同様に組み込まれていてよい。公園ごとに生息する生き物が違うなど、表示にオリジナリティがある点もとても良い。
- ・ サインにQRコードがついていて詳細情報が参照できる。スタンプラリーなど新たな取り組みにもつながりそうで良いと思う。
- ・ 草刈りは年に1回か。管理頻度は変わらないのか。
  - ⇒ 時期は多少前後するが管理頻度は変わらない。
- ・ 草刈りの時期に注意するように、連絡調整会議で村上委員から指摘があった。植物の生活史に配慮するよという趣旨だったと思う。
  - ⇒ 環境学習会の開催時期に配慮するよという意見だった。種子散布を促すような時期は避けるべきである。
- ・ ランク A を継続、占有期間は3年とする。

#### ■No. 56 久世橋東詰公園（京都市建設局 南部みどり管理事務所、ランク A）

- ・ 遊戯広場なのか、遊具広場なのか、誤植であれば修正してほしい。
- ・ 除草の業者への指示については現地で行っているのか？
  - ⇒ 刈り残しについては業者に情報として伝えているが利用重視の管理となっている。地元要望が強いためである。
- ・ 上位計画での位置づけ、環境計画上の位置づけについても期待されている箇所であることがうかがえる。念頭に置いて管理されたい。
- ・ グリーンベルト、エコトーン帯の保全については過年度から指摘されているが、現実的には地元要望で全面刈り取りとなっているという説明だった。草がボーボーに生えている状況は、一般には見苦しい、汚いという印象を持たれる。一旦きれいに刈ったうえで、刈らない場所には「環境保全帯」などのサインを設置するなどの対応をすればよいのではないか。具体的に動いてもらいたい。
- ・ メリハリと適切な情報提供が重要、ぜひ頑張ってもらいたい。
- ・ ランク A を継続、占有期間は3年とする。

#### ■No. 55 久世橋西詰公園（京都市建設局 南部みどり管理事務所、ランク A）

- ・ 遊具は使用禁止ということだが、子どもたちが大きなけがをする事例が増えているようだ。コロナ禍が要因であるかどうかは確定できないが、立ち入り禁止区域は子どもたちが見てわかる状況か、不測の事態が起きうる恐れがないか、確認をお願いしたい。
- ・ 東詰同様、西詰についてもグリーンベルトについての取り組みをお願いしたい。
- ・ メリハリのある管理、アキニレの実生木が良い感じで配置されているのは魅力的でもあった。
- ・ ローコストでの管理が求められ、民間に入ってもらおう工夫なども考えていかなければならない。
- ・ どのように楽しく使うか、という観点でNPOなどに考えてもらうこともよい
- ・ ランク A を継続、占有期間は3年とする。

#### ■No. 52 羽束師運動広場（京都府 京都土木事務所 施設保全室、ランク A）

- ・ 管理運営協議会から積極的な利活用の提案などは出てくるか？マネジメントに携わるグループが「面白いこと」に気づいて取り組んでくれるとよい。
  - ⇒ 現状、なかなか積極的な案は出てこないが、環境学習の事例なども紹介しながら意見を聞いていきたいと思っている。
- ・ 前回審議で普及啓発サインの設置についての指摘があるが現状、見られないようだ。他箇所の事

例を参考に取り組みられるとよい。

⇒ 紹介のあった事例を参考に取り組みについて検討していきたい。

- ・利用者はテントやイスなどを持ち込まれているのか？  
⇒ それぞれタープやイスなど持ち込んで利用されているようだ。
- ・ヤナギを一部伐採し、学習の場とするとともに伐木でベンチを作るなどの取り組みも面白い。水際までのアプローチも活用し、できるだけ利用していただけるとよい。  
⇒ 運営協議会等とも相談し、できることから取り組んでいきたい。
- ・緊急治水対策で占用面積が減じている場所について、緑地保全にどの程度配慮して整備しているか教えてほしい。  
⇒ 治水を最優先で取り組んでいる。調整が必要な個所については事前に協議をしていると思われるが詳細については把握していない。
- ・治水整備されて河岸が急になっているようだ。こういう場所の水際の利用についても考えていく必要がある。
- ・環境委員会では治水整備についてすべて把握しているはず。ここでの指導内容について占有者でも共有できないか。  
⇒ (河川管理者) 環境委員会、スクリーニング会議等で貴重種など配慮すべき事項については協議している。河川環境課が窓口になっている。オープンな会議なので共有されていないわけではない。
- ・有栖川を考える会のメンバーから、工事の情報が入ってこないという苦言があった。情報共有についてももっとうまくできるとよいと思った。  
⇒ (河川管理者) 河川環境課に周知について確認しておく。
- ・スポーツ協会の立場として、きれいに管理していただいている。スポーツ利用者に対し、利用している場所の経緯や環境の特徴などを伝えるようにしていきたい。
- ・ランク A を継続、占用期間は 3 年とする。

#### ■No. 24 淀・桂川グラウンド（京都市伏見区 地域力推進室、ランク A）

- ・現地に運動広場であった頃の看板が残されている。災害を経て現在のような緑地になっているということである。桂川全体での経緯などを紹介するような看板があるとよい。
- ・運動利用ができなくなり、環境学習系にシフトしているというのが興味深い。この規模の場所が残されているのは貴重。この場所の環境上の特徴を河川レンジャーが知っていて活用につなげてくれているのは良い事例である。
- ・河川の草地環境として典型的な場所。外来種は入ってきているが、いろいろな活用ができる場所。一定の管理をしながら環境学習に活用できる良い場所。レンジャーは達人が多いので連携しながら活用されたい。付近住民に「良いところに住んでいる」と思ってもらえるようにしていくとよい。
- ・前回、「これから何か起きそう」と感じたが、これからの利活用に期待したい。
- ・ランク A を継続、占用期間は 3 年とする。

#### ■No. 50 納所中河原ちびっこひろば（京都市伏見区 地域力推進室、ランク C）

- ・堤内地であり堤防道路の交通量も多い。川と直接の連携は難しそう。まちづくりとの連携について検討されるとよい。
- ・ここだけでなく、本日のすべての占有者に対し、府民の皆さんの健康増進のための場所、子どもたちをはじめとする多くの方々に運動の場を提供してくれている。非常にありがたい。スポーツ協会として、利用者に積極的に、管理されている方々の努力あって利用ができるということを伝えていきたい。

- ・フェンスが高すぎて残念だった。設置後間もないためすぐにやり替えるのは難しいと思うが、1.1mの標準の高さは不要だったと思う。
- ・造園設計の観点からも同意である。
- ・殺風景な印象ということに対して河川敷によく育つ樹木を株ごと移植するようなイベントを試してみるといった案もある。
- ・フェンスはボール遊びには有効に機能していると考えられるので総合的な判断が必要かもしれない。
- ・ランクCを継続、占用期間を5年とする。
- ・今後は事務局報告のみとする。

## 5. 一般傍聴者からの意見聴取

河川レンジャーNさん

- ・環境学習についての意見のなかで、レンジャーの活用を、という話が合った。積極的に声をかけてほしい。
- ・スポーツ利用と環境保全、両方に取り組んでいきたい。

## 6. 委員長まとめ

- ・水辺遊びの場づくりの話題が出なかった。時間がなくて水辺に行くことができなかったこと、塚本先生がおられなかったことが挙げられる。また、水辺を作っても危ないという意見があり、今後はマネジメントと一体に検討が必要である。
- ・さまざまな占用者がそれぞれかかわっているが、多くの場所で桂川クラブ、河川レンジャーがかかわっていることがわかった。
- ・さまざまな占用現場を楽しく活用してくれている方がいる。レンジャーさんたちに積極的に活躍してもらえるような場の提供を促していくことも一案である。
- ・スポーツと環境が共存している事例も出てきて興味深い。

以 上